

## 普通財産使用貸付変更契約書

貸付人岡山県美作市（以下「甲」という。）と、借受人[REDACTED]  
[REDACTED]（以下「乙」という。）は、平成29年8月1日付で契約を締結した  
普通財産使用貸付契約について、以下の通り変更することに合意したので、普通  
財産使用貸付変更契約を締結する。

### (1) 原契約の契約内容

- 第5条 乙は、貸付物件について、（仮称）美作市スポーツ医療看護専門学校及  
び（仮称）[REDACTED]高等学校美作キャンパス学生寮建設の用途に供しなければ  
ならない。
- 2 乙が、前項に基づき建築する建物及び設備については、甲に対して事前に設  
計図面を開示し、承諾を得なければならない。

### (2) 変更後の契約内容

- 第5条 乙は、貸付物件について、美作市スポーツ医療看護専門学校及び[REDACTED]  
[REDACTED]高等学校美作キャンパスの学生寮のほか、教職員、学生の家族、部活動の生  
徒等の学校関係者間の交流に伴う来訪者等の宿泊施設等、学校運営に伴って  
必要となる施設の用途に供しなければならない。
- 2 乙が、前項に基づき設置する施設の新築及び大規模な増改築については、甲  
に対して事前に設計図面を開示し、承諾を得なければならない。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各  
自その1通を保有する。

令和7年6月5日

甲 岡山県美作市

市長 萩原 誠 司

乙 [REDACTED]